

看護アドボカシーにおけるナイチンゲールの業績

The accomplishments of Florence Nightingale on nursing advocacy

石本 傳 江

キーワード：ナイチンゲール、看護アドボカシー、看護倫理、看護

1. はじめに

2020年は、看護及び看護教育の創始者とされる Florence Nightingale（以下ナイチンゲールとする）の生誕200年に当たる年であり、ここ数年は改めてその業績に触れる著作の紹介や行事が各国で行われている^{1) 2)}。昨年2月のアメリカ看護協会のホームページでは「看護アドボカシー」にフォーカスが当てられて、ナイチンゲールのアドボカシー活動に関する論文がトップで紹介され、Online Journalで入手できた³⁾。

筆者は、二十数年にわたり「看護におけるアドボカシー」に関心を寄せてきた⁴⁾が、これまでの文献では、ナイチンゲールの活動は看護及び看護教育の基盤を創設した改革者として、「社会的アドボカシー」に位置付けられていた。

しかし、今回入手した論文では、従来の文献の範囲を超えて、幅広いナイチンゲールのアドボカイトとしての姿が記述されており、『看護覚え書』を代表とする看護理論家としての印象とは異なる実像に迫るものがあった。

そこで今回、Louise C. Selanders, Patrick C. Cran による論文 “The Voice of Florence Nightingale on Advocacy”⁵⁾ を中心にしてアドボカイトとしてのナイチンゲールを紹介する。

ナイチンゲールの看護実践を通じたアドボカシー活動から得られたことは、次のようにまとめられる。①個人的・集団的アドボカシーにおいて、性差別、人種差別、宗教的差別から擁護する平等主義を実践した②看護の専門職化の道を開き、看護の理論化、教育システムを確立した社会的・政治的アドボカシーを実践した③看護が倫理的行動であることや、看護アドボカシーの必然性を示した④看護

アドボカシーの手法として、看護の学際的・政治的あり方やリーダーシップの重要性が示唆されたことである。

2. 看護アドボカシーの概念とタイプ分類

1) 看護アドボカシーの概念

アドボカシー (advocacy) の辞書的意味は「弁護する、支援する」ことで、法的には「依頼人の利益のために単独で務める行為」とされ、基本的人権を守るという意味とされる⁶⁾。看護におけるアドボカシーは、看護師が患者のためにアドボケートの役割を持つことであり、1970年代から米国で発展してきた概念である。1960年代に激しさを増した消費者運動の一環として医療ミスに対する不信が高まり、患者の権利を主張する風潮の中で、従来からの看護師の「補助的で従順な女性」という立場を転換し、看護の自律と専門性を確立する機運が高まったことが背景にある⁷⁾。

「看護アドボカシー」という言葉は、1973年に国際看護師協会による看護学の文献ではじめて使われ、「看護師の第一義的責任は、看護を必要とする人々に対するものである」とし、それまでの医師への服従を断ち切ることを明確に打ち出した。アメリカ看護師協会 (ANA) は、質の高い診療には患者のための安全の不可欠な要素としてアドボカシーが含まれるとし、「クライアントの擁護者としてのナースは、ヘルスケアシステムのメンバーによる不適格、非倫理的、または不法な行為に対し、またはクライアントの権利、利益を害する他人による行動に対し、注意を怠らず、適切な行動をとらねばならない」と記述している⁸⁾。

Ann B. Hamric⁹⁾ は、道徳的価値の中で、アドボカシーとして看護師に要求されることを次のようにまとめている。

患者が自分の権利や希望を自由に話すよう積極的に手助けし、患者が自己決定を明確にできるよう、積極的に手助けし、患者が正当な利益を拡大できるよう、積極的に手助けし、そして、患者のプライバシーや決定時の自主権といった患者の人間としての基本的権利を守るためにも積極的に手助けをすることです。

また、アドボカシーは、専門看護に必要な重要な価値の一つで、広く、議論され、批判もあるが、すべての看護倫理規則において、主要な責務として説明されていると述べている。我が国においても、2003年に採択された日本看護協会による「看護者の倫理綱領」において「看護者は人々の知る権利、および自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する」と明記されている¹⁰⁾。

2) 看護アドボカシーのタイプ分類

Backer P. (1986)¹¹⁾ は、看護の歴史の中で看護アドボカシーの顕著なタイプ分類として、①患者の個別アドボカシーと、②社会的アドボカシーに大別されると述べている。また、Nelson はアドボカシーのタイプ分類を表1のように示している¹²⁾。

表1 擁護のタイプ：カーティンとハウラーのモデルの対比

タイプ	カーティンの類型	ハウラーのモデル	基盤となるもの
法的擁護	法的擁護	患者の権利の擁護者	個人の権利（例インフォームド・コンセント、拒否、的確なケア、プライバシー）
道徳的-倫理的擁護	道徳的-倫理的擁護	患者の価値の保護者	価値目標の意識、一致した意思決定
代理的擁護		患者の利益の保護者	会話不能者の権利を尊重、保護
政治的擁護	政治的擁護	社会正義のための擁護者	すべての人の「適切な」看護とヘルスケアの自由な利用
精神的擁護	精神的擁護		意味を追求する上での精神的慰めと相談者への患者の権利

(マラヤ・スナイダー編著：尾崎フサ子，早川和生（監訳）：『看護独自の介入』，p.433，メディカ出版，1999)

さらに、看護アドボカシー理論からのモデル分類には①権利擁護モデル（看護師は患者の権利を尊重し、権利侵害から守る）、②価値による決定モデル（看護師は患者が自分の価値観を認識し、自己決定ができるように支援する）、および③人間尊重モデル（看護師は患者の尊厳や権利を尊重する）などがある¹³⁾。

3. 従来の文献におけるナイチンゲールのアドボカシー活動

ナイチンゲールのアドボカシー活動は、早期から文献に取り上げられ評価されてきた。年代別に主なものを見ていくこととする。

① 1974年 George J. Annas¹⁴⁾

米国の法学・生命倫理の第一人者である Annas が『患者の権利』を著し、具体的な医療を受ける立場での権利と擁護の必要性をまとめたのは1975年である。Annas はその前年に看護雑誌に“The Patient right’s advocate—can nurse effectively fill the role?”を掲載し、冒頭に「クリミア戦争から戻ったナイチンゲールは、病院で現在、まず第一に求められているのは患者に『害を与えないこと』と書

いている」と紹介し、病院の中で看護が果たす役割を独特のものとしてとらえる考え方を評価した。しかし、アドボケイトとして看護師を新しい専門職とする見方に疑問を呈している。その理由は、「看護師は従来から医師の助手としてのイメージがあり、患者は安心して任せることができず、効果的に役割が取れないのではないかと」言うのである。だが、彼は、論文の最後を次のように締めくくっている。

医師からの自律を果たし、患者の病院での立場を改善できるならば、看護師の社会的イメージが強化されるであろう。ナイチンゲールが“害あるものを避ける”と書いているのは、身体的害のみでなく、患者の人権をも含むものであり、看護師が権利の問題を促進することは重要な役割であろう。

② 1986年 Becker P¹⁵⁾

Becker はナイチンゲールや、ラビニア・ドック、そしてマーガレット・サンガーなどの「社会のアドボカシー」は最も強力なアドボカシーで、この中には一般的な人権、看護師の社会に対する義務、忠誠心が含まれているという。このような社会の規則などを明確に定義づけたのは、患者と看護師の双方の権利を保証する活動であり、ナイチンゲールに関しては次のように記述されている。

クリミア戦争での活動や女性のための職業としての看護の合法化など成し遂げた実績は、ナイチンゲール自身が「患者のアドボカシー」と「社会のアドボカシー」に対して、個人的な自主性や行動を持って示したものといえる。

そして、ラビニア・ドックの「性病」に対しての公共保健活動やマーガレット・サンガーの女性の健康に必要な産児制限活動とともに、看護のリーダーたちから学ぶべきことは「もし看護師が人間のすべて——心も身体も——ケアするのであれば、看護師は個人的信条、専門職的信条に従ってアドボカシーを行わなければならない」ことであるとしている。

③ 1989年 Nelson ML¹⁶⁾

Nelson は、先に示した表1のように擁護のタイプを対比的に示したうえで、ナイチンゲールの活動を2つの擁護であると述べている。

1つには、1859年の看護の定義において「患者へ作用する自然条件が最善な環境へ患者をおくために」環境要因を操作することを重視した役割を含めているとして、患者の代理者あるいは仲介者とみなすことができるという。

2つ目には、社会的規模で見たとき、クリミア戦争当時の傷病者のケアの質を向上させ、英国における病人のケアと看護教育の改革のために行動したことは政治的擁護の定義に当てはまるとしている。当時は「擁護」の言葉は用いていなかったが、ベッカーと同じく、ラビニア・ドック、そしてマーガレット・サンガーがこの擁護の活動に指導的役割を果たしたとしている。

④ 1997年 Helga Kuhse¹⁷⁾

Kuhseの*Caring-Nurses, Women and Ethics*は看護職が準拠すべき倫理として、自立した専門職として職責を果たしていくために、「患者の利益擁護」というケアリングの陰に隠れて注目されなくなっていた役割規定を再評価しようとする著書である。

Kuhseは、第2章に「従属の歴史」とタイトルをつけて、ナイチンゲール前後の看護の歴史をとおして看護の専門性確立の経緯を探る。看護の従属性を指摘する中で、問題となるのがかの有名な「よい看護師はよい女性（または母親）である」というナイチンゲールの言葉である。ここには男性の夫に従順に控えめに従う補助的奉仕者としての妻と母とが、看護師と同じ位置に置かれ、あたかも男性医師に補助的に従う看護師がよき人とされる恐れがある。看護師は専門職業人ではなく、女性であることの自然な務めでしかない存在と理解される。クーゼは注釈にナイチンゲールの著作や関連する歴史文献の引用をおこない、彼女の真意を汲むべく、この言葉の誤解を解こうと彼女の言動を次のように記述している。

彼女は「よい女性、または母親であればよい看護婦とは考えていなかった」、「服従を求めたことの中身は、知性を備えるものであり、服従だけでは意味をなさない」、「思い描く改革の中心は規律を伴った看護スタッフの管理と教育である。高度な道徳性を持ったよい女性であることがよい看護婦と一致する」

これらからは、ナイチンゲールが、当時の社会に長い間の男女間の関係を形作ってきた性差別に看護の専門性を訴えて果敢に挑んだ姿といえる。

社会制度は自然現象ではなく、特定の社会的・歴史的な文脈において作動するものであり、医療と看護は、権限と特権が不平等で、かついくぶん恣意的に配分された実例であるとKuhseは言う。しかしこのおかげで、あの時代に看護職が女性の職業として社会に受け入れられ、評価も高かったことが女性解放運動に繋がる活動になったとしている。

⑤ 2001年 Grace J¹⁸⁾

Graceは新たに「Professional advocacy」という用語を提案した論者である。advocacyの考え方は

看護の将来にとって重要であるとみなされているが、概念に伴う多くの他の概念が関連することが問題である。看護行動は個人、集団、社会に極めて多岐にわたる健康管理ニーズへの対応である。この役割行動は「善いこと」に向けられる点で、倫理的要素を持ち、専門家的目的から生ずる Professional advocacy という広い背景に特有な根本的問題として明確化し、改善していく行動であると主張する。この論文の中で、過去に看護界の指導者たちが残した「健康・人・環境」について全体的、包括的にとらえる考え方の代表に、ナイチンゲールや、ラビニア・ドックがいるとして次のように述べる。

彼女らはより「強力」な集団に対する盲目的な服従よりも、個々の患者や医療的に不利に立たされている人々の集団のために、政治的・実務的に活動する看護師像である。ナイチンゲールにとっては、自然治癒が期待できるような環境づくりであった。クリミア戦争の間、彼女は、環境からの影響、教育、健康に関する知識、および統計を駆使することによって環境改善に向けての権利擁護活動を展開し、傷病兵を取り巻く環境を著しく改善することに成功した。

⑥ 2019年 Ann Gallagher¹⁹⁾

このエッセイは、まさに生誕200年（2020年）を迎えるにあたり特別寄稿されたものであり、最近の看護倫理との関連で影響力のあるナイチンゲールの業績／仕事について考察するとの意思を持って書かれている。現代の国際的な看護倫理の側面について、ナイチンゲールが共感するであろうことの1つにアドボカシーがあげられている。

- ・差別ない実践——ナイチンゲールはすべての人々にケアを提供することに全力をささげ、異なる信条をもつ看護師と共に協働した。
- ・アドボカシー——ナイチンゲールは、特に兵士である患者の声について、恐れることなく代弁し、死亡率を削減し、心地よさを提供するために必要な環境やケア資源について異議を申し立てた。

以上の文献記述からはナイチンゲールのアドボカシー活動は、主として「社会的・政治的アドボカシー」に位置付けられて評価されている。周知のとおり世界に先駆けて看護及び看護教育の確立に寄与し多くの社会改革、数々の著書、文献を残していることでも知られ看護の著述者の名声も高い。さらに垣間見られるのは、性差別や思想・階級の差別を排除しようとした平等主義の擁護者としての姿といえるのではないか。しかし具体的なアドボカイトとしての事実を示す記述は見られない。

4. “The Voice of Florence Nightingale on Advocacy” の紹介²⁰⁾

著者の Selanders らは、論文の冒頭で「フローレンス・ナイチンゲールの時代以来、看護の目標は変わらず、すなわち患者の健康と幸福を促進する安全で思いやりのある環境を提供することです」と述べている。そして、ナイチンゲールの実践したアドボカシーについて、彼女の業績をレビューし、看護におけるアドボカシーについて議論し、ナイチンゲールが平等な人権とリーダーシップ活動の両方を促進することを通してアドボカシーをどのように使用したかを示すとしている。そして、ナイチンゲールは、現代の看護の発展において、アドボカシーを早くから頻繁に使用していたという。では、どのようなものなのであろうか。

1) Advocacy in Nursing における記述

看護アドボカシーの近代看護初期の扱い方について、著者らは次のように述べている。

アドボカシーは、必ずしも、看護に明確に期待されているものではない。『アメリカにおける看護および看護教育』（ゴールドマーク、1923）、及び『看護学校のためのカリキュラムガイド』（全米看護連盟、1937）など、アメリカ看護カリキュラムの発達において影響力の大きい文書には、アドボカシーについての明確な記述は無い。

すなわち、早期看護教育では、「従順 obedience」と「医師への従属」が行動基準として強調されていたからである。これに対しては、ナイチンゲールの意図は次のように示されている。

ナイチンゲールは、ルールや医学的指示に従うオビディエンスに期待していたが、彼女の意図するところは、患者の看護という専門職をアドボケートする目的で、看護師に自主性を持たせることであった（ナイチンゲール、1893）。

ここでは患者個人というより、患者集団と看護集団という弱さを持つものへの社会的な保護の意味と解釈でき、社会構造へのアドボカシーと言える。このことについて、著者らは「ナイチンゲールはアドボカシーのコンセプトに直接は取り組まなかった。しかし彼女は生涯を通じて例外的な方法でアドボカシーを示した」という。それは少なくとも 13,000 通の手紙や、公的資料保管庫および個人文庫に残っている軍隊およびインド亜大陸における健康管理に関する多くの政府公文書を、自分の存在を隠して書いていたものだという。

2) Advocacy Through Promotion of Egalitarian Human Rights

(平等主義的人権推進のためのアドボカシー)

この項で最初に取り上げられているのは、社会における男女の不平等である。イギリス社会においては家庭の女性を崇拝するイデオロギーに支配されていた中で、ナイチンゲールの職業的・性的平等主義の考え方は次のように述べられている。

ナイチンゲールは欲求不満の中で、ギリシア神話に登場する、将来を予測できたが、だれもそれを信じなかったために無力であった悲劇的な女性にちなんで名付けた『カサンドラ』(1859/1979)という長いエッセイを書いた。ナイチンゲールは、この批評の一部として、女性の活動の価値の認識のされ方を男性と比較する。さて、女性よりも男性のほうがいい仕事をして、毎日車で出かけるのはなぜだろうか?……男性の時間は女性の時間よりも価値があるのだろうか? それとも、女性には明白にやるべきことが何もないことが、男性と女性の違いなのだろうか?(ナイチンゲール、1859a/1979、p. 32)

次にナイチンゲールは、ジェントルウィメン・ホスピタルの監督者として、個人に対しての意味あるアドボカシーを、はじめて実証したとされている。そのエピソードは3つ挙げられている。1つは次のようなことである。

この病院は、設備が不十分で、職員も十分な訓練を受けておらず、貧弱な状態で新たに取得された施設であったため、彼女は、最初の1カ月の間に、ガス漏れによる小さな爆発、食堂での作業員間の喧嘩、職長の酒酔い、そして5人の患者の死を経験したと報告した(バーニー、1970)。一方、それは彼女自身の管理下で医療現場に参加できる機会であり、これを機に彼女は、現代看護の発展の基礎となる、環境と患者のケア基準を生み出し、それを活用していくことになった(セラダース、2005a)。

2つ目は患者受け入れに対する差別的なコミッティーの計略に対してであった。ナイチンゲールは、レディース・コミッティーから総括的な支援を受けており、彼女はこの団体に対して報告していた。しかし彼女の最初の主要な関心事は、イギリス国教会の会員だけがこの施設に入院できるという、コミッティーの方針であった。ナイチンゲールはこの姿勢を受け入れられなかった。

親しい友人であり盟友であるメアリー・クラーク・モール氏への私的書簡の中で、彼女は欲求不満を述べ、この意見の相違が解決できない場合はこの職を離れるだろうと示唆している。コミッ

ティーは、私がカトリックの患者を受け入れることを拒否しました。そこで私は、彼らにせめて良い朝が訪れるようにと祈りました。看病するためには、私がユダヤ人とユダヤ教のラビを連れて行かなければならないのですが（バーニー、1970、p. viii）。

結局、彼女はコミッティーとの戦いに勝利し、すべての信仰の患者、あるいは信仰のない患者が平等に入院するようになった（バーニー、1970）。この事例の重要性は、ナイチンゲールの社会改革者、そして医療アドボケイトとしての発展において、見過ごすことはできない。

3つ目のことは現代にも必要とされるであろう、穏やかな死を含めた患者のためのケア基準の策定に注目したという。

慢性および精神疾患は、職員によって無視されることが多かった。「仮病」と判定された患者や、死亡しそうな患者は入院の基準を満たさなかった（スコット、1853）。しかし、ナイチンゲールはこれらの患者を受け入れ、職員の異議にもかかわらず、ケアの恩恵を受けていると信じる限り、患者が病院にとどまることを許可した。ナイチンゲールの基準に従って働くことを拒否する職員は解雇されることになり、管理上のケアの基準が適用されていった。

以上のエピソードに共通することは、社会的不平等への挑戦であり、個人の権利としての人権や尊厳の尊重である。しかし、ナイチンゲールは個人的なケアに関わって、個別的アドボカシーの実践をしたことだけでなく、多くは管理的立場で平等・公正な基準の作成を通して、その主義を貫いたといえる。著者はこの項のまとめとして次のように述べている。

ナイチンゲールは、基本的人権は献身的な看護職員による質の高いケアによってもたらされるという考え方を揺るがすことはなかった。ナイチンゲールは20カ月間、スクタリとクリミアという、より大きな舞台上、患者（集団としての患者）に対してアドボケイトを実践した。

3) Advocacy Through Leadership（リーダーシップを通じたアドボカシー）

この項目では、2つのことが示されている。最初の環境管理における看護の重要性は、ナイチンゲールの著名な『看護覚え書』（1860/1982）で世界に知られていることである。2つ目のテーマも広く知られているロンドンの聖トーマス病院にナイチンゲールスクールを設立したことであった。以下に記述のポイントを続けて紹介する。

クリミアで死亡率がどの程度低下したかについては議論があるが、環境の状態と死亡率との間

に特定の関連性があることは否定できない（スモール、1998）。ナイチンゲールはロンドンの衛生運動の支援者でもあった。彼女はファーやチャドウィックのような改革者と協力し、公衆衛生の永続的な改善を主張した（セランダース、2005c）。この衛生の重要視は、後にインドでの衛生活動にまで広がった（モーブレイ、2008）。

医療の知識基盤と特定の役割を持つ、教育を受けた看護師を彼女は提唱した。さらに、病院以外の分野で増加する医療ニーズを満たすには、看護職の拡張が必要不可欠であると彼女は考えた。……略……この役割の拡大により、病院内外における、そして生涯にわたる広範なサービスが創出され、看護師の役割と自律性がさらに広がった。

Selandersらは、この論文の要約を次のようにまとめている。

ナイチンゲールは、アドボカシーが看護師に力を与えるものであることを実証した。看護は決して単純ではなく、患者のアドボケイトとしての役目はなおさらである。しかしアドボカシーは、看護の専門性の一部となっている。アドボカシーには、看護師、患者、専門職の同僚、公共の間の複雑な相互作用が含まれる。看護におけるナイチンゲールの経験により、看護師と患者に対するアドボケイトの価値が実証された。彼女は平等主義的価値システムを採用し、看護に変化を生み出すために、リーダーシップ技術を利用した。ナイチンゲールは、アドボカシーが看護師に力を与えるものであることを実証した。

5. まとめ

以上のナイチンゲールの看護を通じたアドボカシー実践から得られたこととして、①個人的・集団的アドボカシーにおいて、性差別、人種差別、宗教的差別から擁護する平等主義を実践した②看護の専門職化の道を開く理論化を促進し、教育システムを確立し、社会的・政治的アドボカシーを実践した③看護が倫理的行動であることや、看護アドボカシーの必然性が示されたことがあげられる。

ナイチンゲールの著作物は150点に及ぶ印刷文献と1万点を超す手書き文献が、200カ所以上の図書館や個人の収蔵品として分散していたといわれている。2001年から2012年にかけてマグドナルドラが収集した資料をまとめて著作集などが出版され、その実像を示すものが増えている²¹⁾ことから、今回のような具体的事例を知ることができた。

ナイチンゲールは看護の実践家としては短期間と言われているにもかかわらず、この論文では看護職として、個人的にも、専門職集団としても、常により良い倫理環境へと変革する能力を備えること

で、個別的なアドボカシーと社会への貢献に関与できることが示されている。彼女の長い活躍の中に、社会的アドボカシーとしての制度改革思想だけではなく、差別主義に関する強い抵抗、その改善を目指すための数々の基準作成の行動が示されていた。それは患者集団や看護師集団のためでもあったが、その根本にあるのは一人一人の患者や看護師である個人の擁護に端を発しており、常に人としての尊厳を護ることが専門職の自覚であることを示した。それは人間を包括的に理解しながらも、生老病死という人生の悲哀をこもごも体験する医療・看護の現場で実践的に培われる重要な倫理感であると考ええる。

さらに、活動の手法としての記述主義、政治的アプローチ、人脈やメディアの活用をする積極性、学際的取り組みにおけるリーダーシップなど驚異の念を禁じ得ないものがあり、Selandersらが言うように、我々に対する今後への示唆であり、力となるものでもある。

この改革的擁護が存在しなかったなら、現代の看護の基準や専門性は危ういものがあると言わざるを得ない。このことを自覚するならば、我々の看護アドボカシーに対する認識は、もっと高められなければならないと考えられる。ナイチンゲールによって築かれた大きな基盤に護られている我々は、日々の看護実践、研究活動の中で、アドボカシーの意識的行動へ向ける努力が求められる。現在我が国では、看護アドボカシーへの関心も高まり、少しずつ文献も増加しつつあるが、その取り組みは狭義的理解に終始しているように感じられる。理論研究の不足、学際的知識の摂取不足、政治的手腕やメディア活用への消極性などである。

Kuhseが言うように看護職が道徳的な責任を担い、専門職として自立するために、《患者の権利擁護》という役割規定を放棄することなく、法的役割として明記し行動の基準作成を通して、社会的評価に繋ぐ²²⁾ことができるように更なる研究の促進が望まれる。

引用文献

- 1) Louise C. Selanders, Patrick C. Cran: *"The Voice of Florence Nightingale on Advocacy"* *The Online Journal of Issues in Nursing* Vol. 17, No. 1, Manuscript 1. Bookmark and Share. 2012
- 2) 川嶋みどり「現代の看護教育に生かすナイチンゲールの思想と視点」. 『看護教育』 Vol 61. No.5. p.0372 医学書院. 2020
- 3) ANA ホームページ. 2019. 2. 7 閲覧
- 4) 石本傳江「看護におけるアドボカシー研究ノート」『日本赤十字広島看護大学紀要第1巻』 p.19～27. 2001
- 5) 前掲書1)
- 6) フライ/ジョンストン (2008). 片田範子. 山本愛子訳: 『看護実践の倫理』 第3版. p.49 日本看護協会出版会. 2010

- 7) 小西恵美子編：『看護倫理－よい看護・よい看護師への道しるべ』改訂第2版 p.75-81/石本傳江（第Ⅲ章 7.アドボカシー）. 南江堂. 2014
- 8) Nelson ML：「Advocacy, (1990)」マラヤ・スナイダー編著：尾崎フサ子, 早川和生（監訳）：『看護独自の介入』p.433, メディカ出版, 1999
- 9) Ann B. Hamric: “What Is Happening To Advocacy?” *Nursing Outlook* 48. p.103. 2000
- 10) 前掲書7) p.238
- 11) Becker P: “Advocacy in nursing: perils and possibilities” *Holistic Nursing Practice* p.54-63. 1986
- 12) 前掲書8) p.429
- 13) 前掲書7) p.77-78
- 14) George J. Annas: “The Patient right’s advocate—can nurse effectively fill the role?” *Supervisor Nures.* p.20-25. 1974
- 15) 前掲書11)
- 16) 掲書8) p.438-439
- 17) Helga. Kuhse: *Caring-Nurses, Women and Ethics* Blackwell. p.13-33. 1997
- 18) Grace J: “Professional advocacy: widening the scope of accountability”. *Nursing Philosophy* 2. p.151-162. 2001
- 19) Ann Gallagher: “How would Florence Nightingale respond to current trends in international nursing ethics?”（訳：黒瀧安紀子、常田裕子、深山つかさ、河原宣子（京都橘大学）『日本看護倫理学会誌』VOL.11 NO.1 p.3-9. 2019
- 20) 前掲書1)
- 21) リン・マグドナルド/金井一薫監訳：『実像のナイチンゲール』現代社. 2015
- 22) 前掲書17) p.206